


国土強靱化基本計画の変更に向けて

〔 主なご意見に対する現状 〕

令和5年1月23日

内閣官房国土強靱化推進室



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状	P2
-----------------------	----

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

○基本計画の見直しにあたり、前回の第69回懇談会(R4.12.7)でいただいた主なご意見について、各府省庁の現状を次のとおり施策分野ごとに整理。

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/リスクコミュニケーション

1. リスクコミュニケーションについて、人材育成だけではなく、コミュニケーションのシステムの検討・構築が必要。情報の積極的な公開や情報に対して双方向にできる仕組みの視点が必要。

国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化と一層の連携を図ることを目的として、「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」(令和4年6月10日)を策定したところ。基本方針として、①国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を定めており、この基本方針に基づく関係府省庁の具体的な取組を盛り込むとともに、関係府省庁が連携し、積極的な広報・普及啓発活動に努め、その効果を把握・検証し、随時活動内容の改善を行っていくこととしているところ。【内閣官房】

災害時に適切な避難行動を取るためには、住民自らが地域の災害リスクを把握し、具体的な行動を取れるようにする必要があるため、内閣府では、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動を定める地区防災計画制度の策定促進に取り組んでいる。

また、災害時には、市町村は、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに住民等に伝えなければならないものとされているところ。【内閣府】

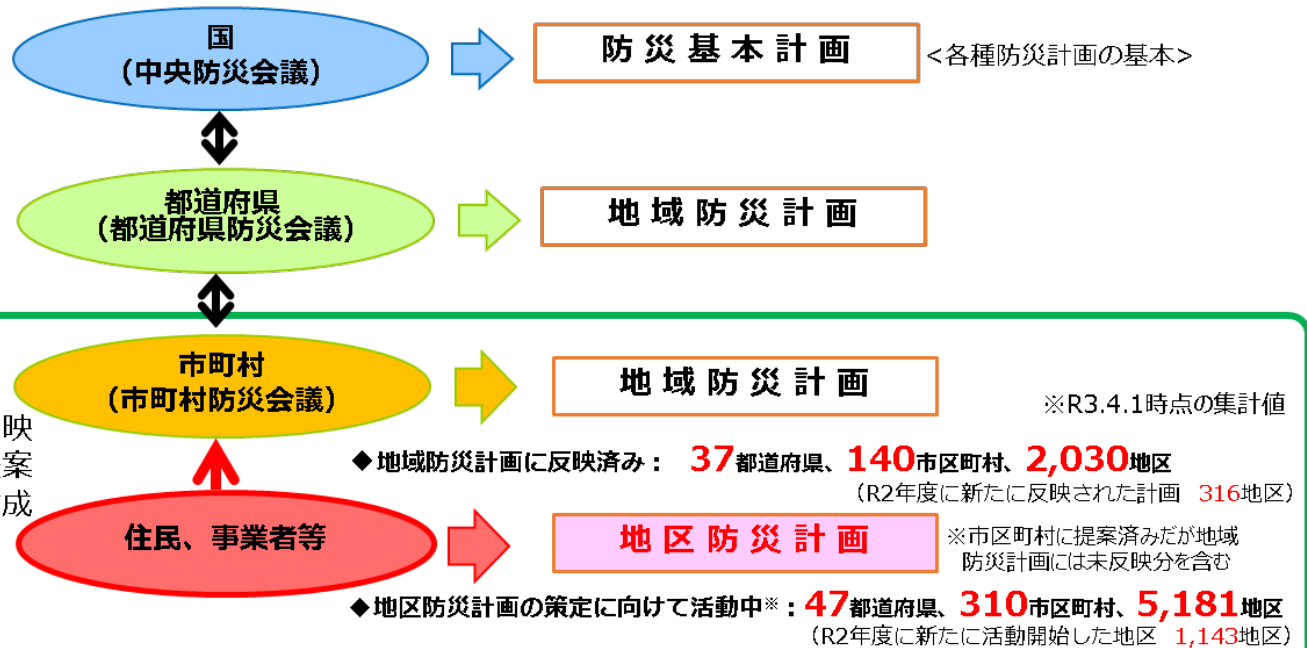
東日本大震災等を踏まえ、「学校における防災教育の充実」事業では各自治体においてモデル地域を選定し、平時から災害リスクコミュニケーションの構築が図れるよう、家庭・地域・関係機関との連携体制を構築・強化する地域を支援しているところ。【文部科学省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

地区防災計画制度の概要

- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)



地区防災計画の作成
(災対法等42条第3項、42条の2)等

- 市町村防災会議は地域防災計画へ反映
- 地域住民は市町村防災会議へ計画提案
- 地域住民が地区防災計画の素案を作成

地区防災計画の内容の例

①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練、避難訓練連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ● 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ● 食料等の備蓄 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・共有・伝達 ● 避難判断、避難行動等 ● 住民の所在、安否確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 率先避難、避難誘導、避難の支援 ● 物資の仕分け・炊き出し ● 避難所運営、在宅避難者への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 など

(出典)内閣府提供資料

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

避難情報に関するガイドライン

(令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府(防災担当))

1. 避難に関する責務等

1.1 市町村の責務

災対策において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画(地域防災計画)を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市町村長に付与されている。

市町村長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

学校安全総合支援事業

令和5年度予算額(案) 308百万円
(前年度予算額) 259百万円



学校安全の推進に向けた課題

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】

文部科学省

- ・学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが**実効的な取組に結び付いていない**。
- ・地域、学校設置者、学校教職員の学校安全の**取組内容や意識に差がある**。
- ・東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていくことが必要である**。
- ・地域の多様な主体と連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する必要がある。

「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月閣議決定)に基づく取組を推進

1. 組織的取組	2. 関係機関との連携	3. 安全教育	4. 安全管理	5. 横断的事項
<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画のPDCAサイクルの確立 ・学校安全に係る中核的職員の育成配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール等の仕組みの活用 ・関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 ・体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 ・幼児期、特別支援学校の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の視点を加えた安全点検 ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全情報の見える化 ・通学路の安全対策等の好事例の実情把握 ・設置主体(国公立)に関わらない取組の推進 ・学校安全を顕彰する機会の設定(学校安全の日等)

セーフティプロモーションスクール (SPS)の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※安全教育・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組む。

① 地域における学校安全の推進 R5予算額(案) 184百万円(155百万円)

計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。



② 学校安全推進に係る取組の支援 R5予算額(案) 53百万円(49百万円)

各学校(国公立・私立含む)に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校安全の推進を図る。

学校安全実践力向上セミナー等の開催

@26,396千円×2団体=52,791
(24,650千円×2団体=49,300)

・例)被災地における現地研修(伝承施設や語り部等)の活用等による研修充実
VRやAR等のデジタル技術を活用した研修

SPSの考え方を取り入れた取組の支援(専門家等の派遣)

・PDCAサイクルに基づく学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すアドバイザー派遣等
デジタルコンテンツの作成

・学校安全に関する事項が学べる「学校安全e-ラーニング」や、実効性のある防災教育につながる小学校版「防災教育の手引き」などのコンテンツをこれまで作成。今年度は学校安全担当の経験が浅い教員や、学校安全計画や危機管理マニュアルが未作成の学校向けに学校安全関連の基礎的な事項を記載したコンテンツを作成

③ 安全教育の推進に関する調査研究 R5予算額(案)66百万円(50百万円)

- ・学校管理下における事故防止に関する調査研究 学校の安全点検に関する実証研究
- ・安全教育の質向上に向けた調査研究 実践的な防災教育や避難訓練に活用できる「防災教育の手引き(中学校・高等学校版)」等の開発
- ・学校安全の推進に関する計画に係る調査研究 学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析(学校安全情報、SPSに係る取組等の見える化)

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/リスクコミュニケーション

2. 南海トラフ地震などが起きると日本だけでは対応できないため、国際社会との連携の視点が必要。

海外からの支援の受入れについては、これまでの大規模災害の経験も踏まえて、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針(平成29年12月中央防災会議幹事会)」を定め、支援受入れにあたっての基本的な考え方、物的支援の受入手続、人的支援の受入手続などを具体的に定めるとともに、今年度を実施した緊急災害対策本部事務局運営訓練においては、訓練内容の1要素として取り扱っているところ。【内閣府】

平成20年(2008年)に策定した外務省業務継続計画において、大規模自然災害発生時に際し、国際社会との連携をもって対応できる体制を整備している。具体的には、海外からの支援申し出への対応を行う支援受入班、在日米軍による支援に関する調整を行う在日米軍班を設けており、必要な支援を迅速に受け入れる体制を整えているところ。東日本大震災においては、28の国・地域・国際機関から救助チーム・専門家チーム等を受け入れた他、計128の国・地域・機関から物資・寄付金(物資:64、寄付金:95(総額約175億円以上))を受領した。なお、我が国が海外からの支援を受け入れるのは、原則として、海外からの支援の申し出を受けた後、その支援に係る受入れの決定、外交ルートを通じて支援申出国に対する要請の通知を行った場合に限る(要請主義)。【外務省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

大規模地震・津波災害応急対策対処方針（応対方針）の概要

（平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月10日最終改定）

- 大規模地震・津波災害応急対策対処方針は、防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるもの。（大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用）
- 災害応急対策の目安として、タイムライン（時系列の行動計画表）※を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と防災関係機関の役割を示している。

※タイムラインでは、人命救助のために重要な72時間を考慮した警察、消防、自衛隊等の各部隊における被災地の救助・救急、消火活動に加え、DMATの派遣等の医療活動、プッシュ型支援による物資調達、被災者の生活支援、インフラの復旧等までの、概ね大規模地震発生後1か月間に行う災害応急対策活動に重点を置いて記載。

1. 初動体制の確立 緊急災害対策本部、現地対策本部等の設置の考え方、役割	9. 避難者支援 避難所の確保、広域一時滞在の実施、応急仮設住宅等の提供
2. 被害情報等の取扱い 被害情報等の迅速な収集、適正な整理・分析・共有	10. 帰宅困難者等への対策 一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援
3. 緊急輸送のための交通の確保 緊急輸送ルート等の点検・啓開、海上交通、空路等の確保	11. 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物等の処理 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動、災害廃棄物等の処理
4. 救助・救急、消火活動等 警察、消防、自衛隊等の救助・救急活動、その支援等を行う 国土交通省TEC-FORCEの活動	12. 社会秩序の確保・安定等 物価・供給体制の安定、治安の維持、首都中枢機能の確保
5. 医療活動 DMATの派遣、広域医療搬送、地域医療搬送、避難所等における 保健・医療・福祉サービスの提供等	13. 二次災害の防止活動 迅速な注意喚起、調査・点検、応急措置、避難誘導の実施
6. 物資の調達 プッシュ型支援、物資輸送における役割分担、広域物資輸送拠点の確保	14. 防災関係機関間の応援体制の確保 国、都道府県の役割分担に基づく広域応援体制の確保
7. 燃料供給 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築、重点継続供給、優先供給	15. 内外からの支援の受入れ 海外からの物的・人的支援の受入れ手続、ボランティア・NPOの受入れ
8. ライフラインの復旧 優先復旧方針、応急復旧の実施	

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

行政機能/警察・消防等/防災教育等/人材育成/官民連携

3. 地形など地域の特性を踏まえた防災の課題・対策について、地域の核となる大学や高専などの教育機関と連携を行いながら防災、国土強靱化につながる取組、スタートアップにつながることを出せるとよい。

大学発新産業創出プログラム(START)において、大学等に対し、起業家教育とスタートアップ創出に一体的に取り組むための環境整備を支援する中で、東京理科大学のシーズをもとに、地震による建築物損傷診断システム及びアプリケーションの研究開発を行う(株)preArchが2022年に設立された。【文部科学省】

国立研究開発法人防災科学技術研究所では、高等専門学校に在籍する学生を対象として、防災減災に関わる社会課題を解決する技術のアイデアとその検証過程を競う「高専防災減災コンテスト」を実施している。地域の防災力・減災力を向上させるためのアイデアを広く募集し、地域への実装の可能性、課題検証のプロセス、ヒアリング分析を通じて、社会実装につながる取組みや高専と防災科研との共同研究に発展することが期待される。本コンテストを通じて、高専生の成長の促進と若い力による社会の災害レジリエンス向上に寄与するところ。【文部科学省】

大学・高等専門学校の練習船について、支援物資の運搬機能等の災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制の充実を図るため、北海道大学の「うしお丸」が令和4年11月竣工、大島商船高等専門学校の「大島丸」が令和5年3月竣工予定、令和4年度中に弓削商船高等専門学校の「弓削丸」建造に着手するところ。【文部科学省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

JST 大学発新産業創出プログラム (START)

令和5年度予算額 (案) 2,039百万円
 (前年度予算額) 2,050百万円
 ※運営費交付金中の推計額



【背景・課題】

- ▶ **経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。**また、**急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神 (アントレプレナーシップ) を備えた人材の育成**を我が国全体で進めていくことが重要。
- ▶ **令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が決定**されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】

- ▶ 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、**大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。**
- ▶ 起業前段階から**公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学発スタートアップを創出する。**

令和4年度第2次補正予算額 99,775百万円

※大学発スタートアップ創出の抜本的強化のため基金及び起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大のための予算として措置

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】

起業拠点の整備を含めて**大学等も存分に活用しつつ**、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通して**世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。**

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)抄】

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、**5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定**する。
 産業界の協力を得て、起業家を教育現場に派遣いただき、**初等中等教育等における起業家教育を推進**する。

大学・エコシステム推進型

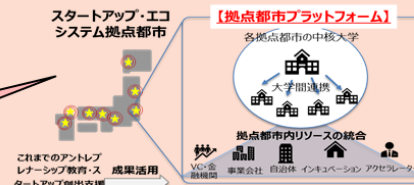
【スタートアップ・エコシステム形成支援】

- **スタートアップ・エコシステム拠点都市 (8都市) において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築**による起業支援を実施。
- 拠点都市に参画する**全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施**するなど、我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。

＜拠点都市の支援＞

- 支援額：1億円程度/年
 支援期間：5年度

アントレプレナーシップ教育とスタートアップ創出を一体的に支援



- 令和4年度第2次補正予算において、上記拠点に以下を追加措置
- 起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大：10億円 (8拠点都市を支援)

【大学推進型】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
- 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学 支援期間：令和2～6年度 (5年度)

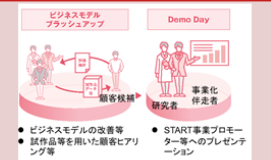
- 令和4年度第2次補正予算において、以下について基金を措置
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化：988億円 (事業実施期間：令和4年度～ (原則5年間))
 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対する国際展開を見据えたギャップファンドプログラムの創設及び地域の中核大学等のスタートアップ創出の体制整備

プロジェクト推進型



【ビジネスモデル検証支援】

- 研究者と事業化伴走者から構成されるチームに**リスタートアップ**を基盤とするアントレプレナー教育の提供とビジネスモデル探索活動を支援。
- 支援額：8百万円程度/課題・年、8課題程度
 支援期間：1年度



【起業実証支援】

- 事業プロモーター (※) のマネジメントのもと、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、**事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。**
- 支援額：40百万円程度/課題・年、11課題程度
 支援期間：最長3年度



(※) **事業プロモーター**：ベンチャーキャピタル (VC) 等の新事業育成に熟練した民間人材を事業プロモーターとして選定し、大学等における技術シーズの発掘と事業計画の策定及び事業育成に係る活動を支援。

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について (1) 主なご意見に対する現状

高専防災減災コンテスト

2018年度から2021年度までに「高専防災コンテスト」を計4回実施。
2022年度は新たに第1回として「高専防災減災コンテスト」を実施している。

[目的]

高等専門学校に在籍する学生を対象として、防災減災に関わる社会課題を解決する技術のアイデアとその検証過程を競う機会を提供し、活動を通じた高専生の成長の促進と若い力による社会の災害レジリエンス向上に寄与することを目的とする。

[内容]

- 住んでいる地域や訪問したことのある地域など、地方自治体をはじめとする地域の防災力・減災力を向上させるためのアイデアを広く募集。
- 最大10件程度を採択し、検証活動をサポート。
- コンテスト終了後に、社会実装につながるさらなる取り組みや高専と防災科研との共同研究に発展することを期待。

[主催]

高専機構、国際科学振興財団、防災科研

[応募資格]

国・公・私立高専57校に在籍する学生（個人、チーム可）、教員はチームの一員または顧問として参加。



<https://www.bosai.go.jp/lab/ExtremeWeather/contest/index.html>

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

高専防災コンテストの提案内容が防災科研との共同研究や社会実装につながった例

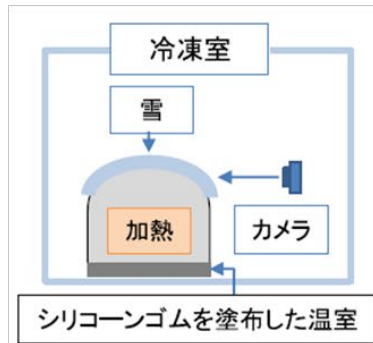
第3回最優秀賞（教職員部門）（2020年度）
シリコンシートとヒーターによる農業用ハウスの除雪
長野工業高等専門学校（長野県）

提案概要

本アイデアでは水や雪が滑りやすい表面を持ち、着雪対策への応用が検討されているシリコンゴムをビニールハウスのフィルムに適用する。農業従事者へのヒアリングや積雪時にビニールハウスが加熱されることを想定した実験を行い、ビニールハウスへのシリコンゴム適用の実用性を検討した。



ヒアリング調査の様子



コンテスト後の活動

「農業用ハウス除雪のための各種はっ水シートの着雪・せん断評価」の課題について、2021年度防災科学技術研究所共同利用施設雪氷防災実験棟利用課題に採択され、防災科学技術研究所との共同研究に発展。社会実装に向けて、想定される雪氷環境下での実験を進めている。

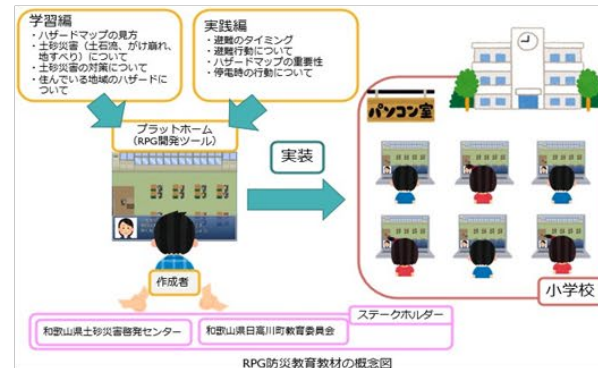


各種はっ水シート上の着雪の鉛直方向のせん断試験の様子。鉛直方向の試験を行うことにより、現実に近い着雪状況を再現し評価。

第4回最優秀賞（2021年度）
土砂災害啓発を目的としたRPG防災教育教材の開発
和歌山工業高等専門学校（和歌山県）

提案概要

小学校における土砂災害及び避難に関する授業の副教材としての利用を想定し、ゲームの要素を取り入れることで、生徒が能動的に学習できる環境を実現し、地元のハザードマップの大切さや避難行動のあり方について学習できるコンテンツの開発を実施した。



コンテスト後の活動

2022年度近畿地方整備局研究発表会（2022年6月13日～14日開催）、2022年度土木学会全国大会第77回年次学術講演会（2022年9月14日～16日開催）等で発表。和歌山県県土砂災害啓発センターなど県の関係組織と協力し、和歌山県の防災教育での利用が進んでいる。



日本経済新聞2022年8月31日電子版「関西で防災教育進化 南海トラフ地震、備えをゲームで」記事より図を抜粋

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

住宅・都市

4. 生活の基盤である住まいについて、南海トラフ地震のことを考えると明らかに住まいが不足する。仮設住宅対応は無理があるので、みなし仮設も含めて仕組みづくりを取り込める箇所があるのかが気になる。

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、国庫負担のもと都道府県知事により、建設し供与するもの、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの、又はその他適切な方法により供与するもの。災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体や賃貸住宅団体等の協力を得て実施されているところ。【内閣府】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**が可能か、**コスト**は適正か、**仕様に問題**がないか等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

- 1. 賃貸型応急住宅**
(みなし仮設住宅)
例：民間賃貸住宅
(UR賃貸含む)
の借上げ・提供



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2. 建設型応急住宅

- 例：プレハブ住宅・木造住宅の建設
ムービングハウスの設置など
※ 給排水配管、電気等の接続が必要



3. その他適切な方法

- 例：用途廃止した公営住宅の提供

【参考事例】

令和2年7月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上、改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

保健医療・福祉／官民連携

5. 災害時に多数の死者が発生した場合の対策について、遺体を安置する場所、検視を行う場所、火葬場、埋葬場所等につき相当な人員や場所が必要になるが十分な体制が取られていない。加えて作業にあたる者のメンタルケアも必要になる。高齢化が進む我が国では平時でも火葬場が足りていない。遺体の搬送方法やエンバーミングによる長期保存方法について、関係者の意見を聞きながら課題認識が必要。遺体の搬送が進まない場合、医療機関の収容能力の圧迫や、腐敗による感染症発生との2次的な複合災害につながる可能性がある。

大規模災害時の遺体の埋火葬等については、東日本大震災の経験も踏まえ、仮埋葬を避けるため、都道府県において広域火葬計画を策定し、被災地の周辺の火葬場も活用して広域的な火葬体制を確保するとともに、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保や搬送等に関して、地方公共団体と関係団体の協定の締結を進めることとしている。

広域火葬計画を策定している都道府県は、東日本大震災を踏まえて関係省庁連絡会議で「大規模災害における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」を策定した後（平成26年11月）には29都道府県であったが、現在は46都道府県となっている。（これまでの取組は次頁「大規模災害時の遺体の埋火葬等の取組状況」参照）

平時の火葬場や火葬炉の火葬能力については、地方公共団体において、将来的な火葬需要を踏まえ、火葬場の施設・設備の整備を行っている。例えば、東京では臨海斎場の増築等の検討、横浜では東部方面斎場の整備の検討、相模原では新斎場の整備の検討等を行っているところ。【厚生労働省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

大規模災害時の遺体の埋火葬等の取組状況(1/2)

(これまでの取組)

○ 平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ、同年7月に「防災基本計画」において、遺体の広域的な火葬の実施を進めることとされた。

・「防災基本計画」(令和4年6月中央防災会議)

- ▶ 市町村(都道府県)は、遺体対策については、火葬場、棺等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。
- ▶ 国(警察庁)及び都道府県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体、指定公共機関(公益社団法人日本医師会)等と密接に連携するものとする。

○ これを受け、平成9年11月に厚生省において「広域火葬計画策定指針」を取りまとめ、各都道府県に対して、広域火葬計画の策定を依頼した(「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月厚生省生活衛生局長通知))。

・「広域火葬計画策定指針」の概要

広域火葬計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の確保 ・火葬場の選定・調整、火葬要員の派遣要請・受入 ・遺体保存対策(遺体安置所の確保、物資の調達等) ・相談窓口の設置 ・広域火葬の応援・協力の要請 ・遺体搬送手段の確保 ・火葬許可の特例的取扱い 等
広域火葬の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の把握 ・遺体保存のための資機材等の確保(関係事業者との協定の締結等) ・遺体搬送手段の確保(関係事業者との協定の締結等) ・情報伝達手順の確立 等 ・広域火葬実施のための組織 ・自治体間の相互扶助協定の締結

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

大規模災害時の遺体の埋火葬等の取組状況(2/2)

- 平成23年3月の東日本大震災時には、宮城県、福島県、岩手県とも広域火葬計画を策定しておらず、宮城県では仮埋葬(土葬)が行われた。
- これを踏まえ、平成26年7月に、大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議において、「大規模災害における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」が策定され、防災対策実行会議で了承された。
- 平成26年7月と平成27年3月に、厚生労働省から各都道府県に対して、広域火葬計画を策定し、火葬場の処理体制の把握、近隣地方公共団体との相互扶助協定等の締結、関係団体との資機材の確保や搬送等に係る協定の締結等の取組を進めるよう、改めて依頼した。

・「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」の概要

<p>災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保や搬送等</p>	<p>○関係省庁は、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保や搬送等に関して関係団体との協力関係を強化し、地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進のため協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棺、納体袋等：全日本葬祭業協同組合連合会(経済産業省)、全日本冠婚葬祭互助協会(経済産業省) ・搬送手段：全日本葬祭業協同組合連合会(経済産業省)、全日本冠婚葬祭互助協会(経済産業省)、全国霊柩自動車協会(国土交通省)、全日本トラック協会(国土交通省) ・ドライアイス：ドライアイスメーカー会(経済産業省)
<p>都道府県の広域火葬計画の策定等の促進</p>	<p>○厚生労働省は、都道府県の広域火葬計画の策定など広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組を促進</p>

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

保健医療・福祉／人材育成／官民連携

6. 大きな災害発生したら明らかに医療の力が不足するのは明白である。災害拠点病院の多くが浸水地域にあること、負傷者が多く発生し手当する人員が不足することが予想されること。病院自体の避難や籠城も考えないといけないが、その観点の記載がない。医療を継続するには、薬や医療材料のサプライチェーン、血液、医療ガス、水、電気の供給が維持できないといけない。産業界のことは書かれてきているが、医療、福祉の記載が少ない。

被災地において医療関係者の絶対的不足が生じないように、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の養成(研修)を実施しているところ。(令和4年4月1日時点:15,862人が研修終了済)【厚生労働省】

洪水等の浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することのできない災害拠点病院等に対し、医療用設備や電源設備の想定浸水深以上への移設や止水板等の設置のために要する経費を補助している。(災害拠点病院761病院のうち、洪水浸水想定区域に所在する病院は289病院(38%)あり、そのうち何らかの浸水対策が実施されている病院は216病院(75%):令和3年時点)【厚生労働省】

災害時における医薬品・医療機器の供給体制については、例えば各都道府県庁と各都道府県医薬品卸業界協会による災害時医薬品供給協定を全47都道府県で締結するなど、地域の実情に精通している卸売業者を介した供給体制を整えていることに加え、必要に応じて、国や業界団体が連携した広域支援を実施する体制を整備するとともに、都道府県における備蓄医薬品等による供給体制を整備しているところ。【厚生労働省】

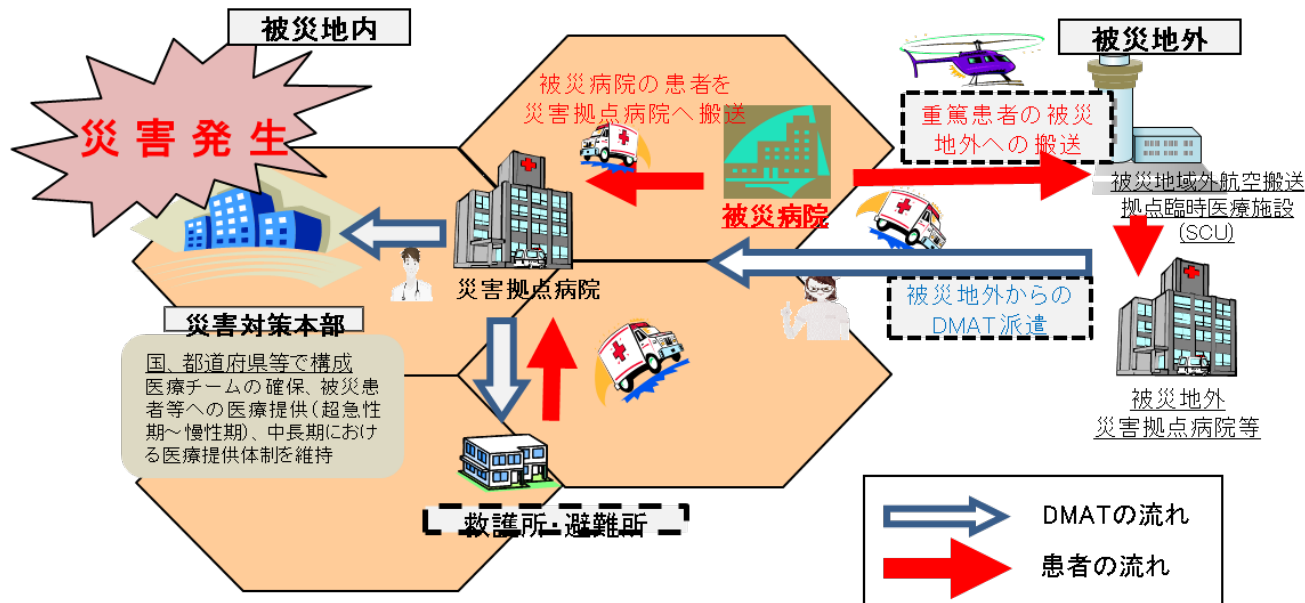
災害時における輸血用血液製剤の供給体制については、災害対策基本法等に基づく厚生労働省防災業務計画で定められているとおり、厚生労働省は輸血用血液製剤の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請する。【厚生労働省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

災害派遣医療チーム(DMAT)

- DMATとは、大地震等の災害時や新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守ることを目的とした厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。
- 災害時の対応を想定し、平成17年3月から養成を開始（国立病院機構に委託）。新型コロナ対応を踏まえ、令和4年2月に日本DMAT活動要領を改正し、新興感染症等のまん延時における対応も活動内容に追加。
- DMAT1隊は医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本として構成。
- DMATは、都道府県の派遣要請に基づき活動。
- 15,862名が研修修了済（令和4年4月時点）。2,040チームがDMAT指定医療機関に登録済（令和4年4月時点）。



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】
 施策名：医療施設浸水対策事業

令和4年度第二次補正予算額 2.9億円
 ※概算要求の前倒し

① 施策の目的

医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の災害発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。

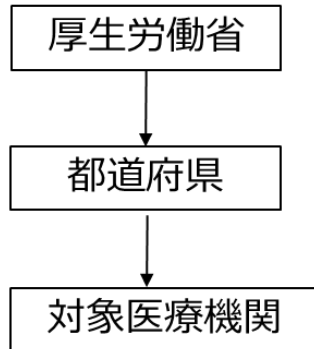
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV
			○

③ 施策の概要

ハザードマップ等による洪水・津波・高潮の浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することのできない救命救急センター、災害拠点病院等の政策医療実施機関に対し、医療用設備や電源設備の想定浸水深以上への移設や止水板等の設置のために要する経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



【補助対象】

ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関

【調整率】

0.33（国0.33、事業者0.67）

医療用設備や電源設備の浸水深以上への移設や止水板の設置のための必要な経費を助成する。当該事業の実施は、地域の雇用、所得、税収等を向上させる効果が期待できる。

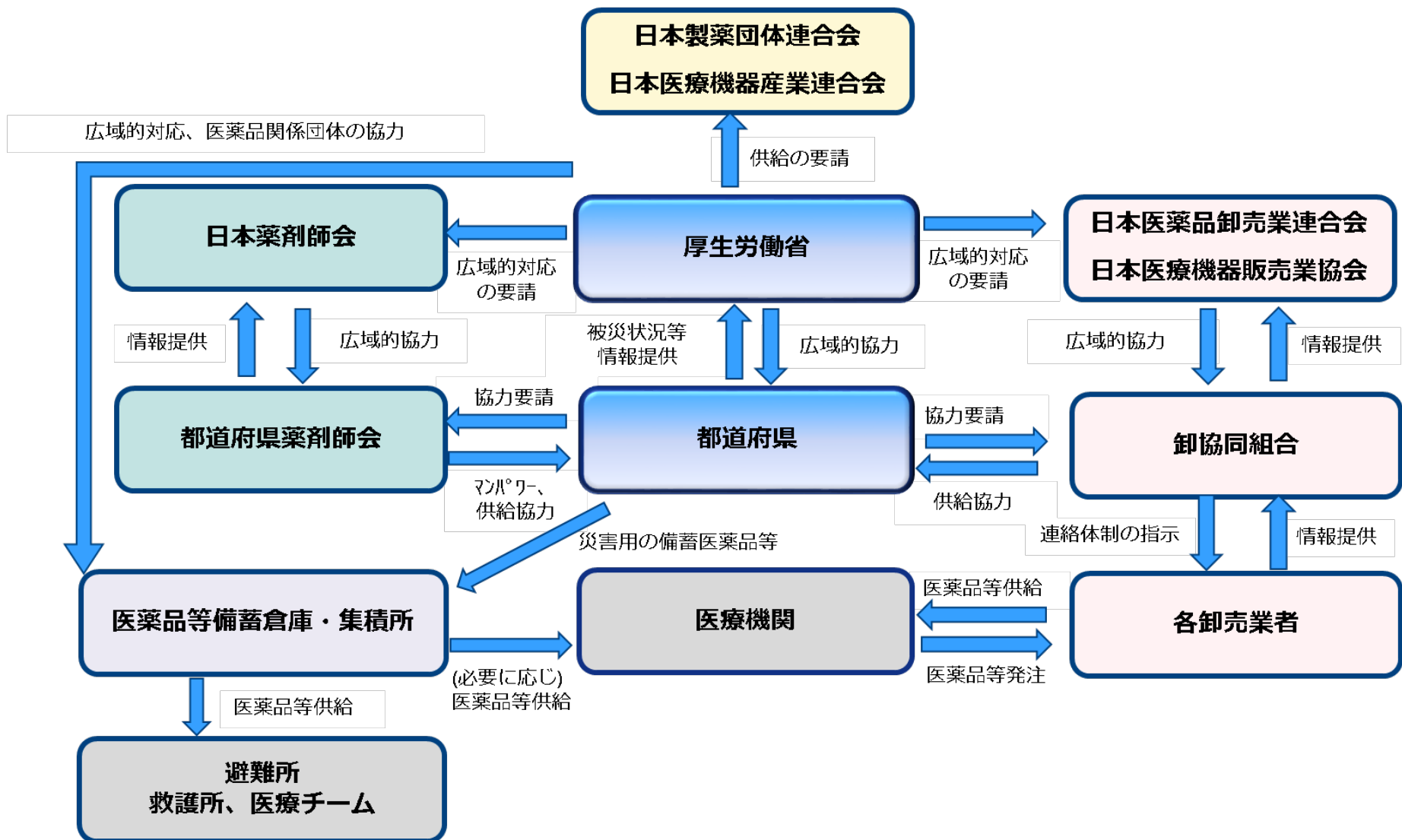
⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

令和5年度にかけて、民間の需要（設備投資）を創出。

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

災害時における医薬品等供給ネットワーク



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

金融／保健医療・福祉

7. 個人の財産を守る観点では、個人資産、医療情報など被災時に個人認証ができる仕組みが重要であることから、マイナンバーカードへの一元化は急ぐべきである。

マイナンバー制度においては、各機関で管理する必要な個人情報を必要な時だけやりとりする分散管理としているところ。

災害時の預貯金口座情報については、新たな預貯金口座付番制度が2024年5月までに施行予定。当該制度により、預貯金者の意思に基づき一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が可能となり、災害時(又は相続時)に預貯金者(又は相続人)からの求めに応じて、当該預貯金者の預貯金口座を特定し、払戻手続に活用できる。施行に向けて、関係府省庁、預金保険機構及び金融機関と連携してシステム構築中である。【デジタル庁】【金融庁】

医療の分野では、マイナンバーカードを用いることで医療機関等が患者の診療情報等を確認できるほか、災害時にはマイナンバーカードがない場合でもこれらの情報を確認することができる。【厚生労働省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

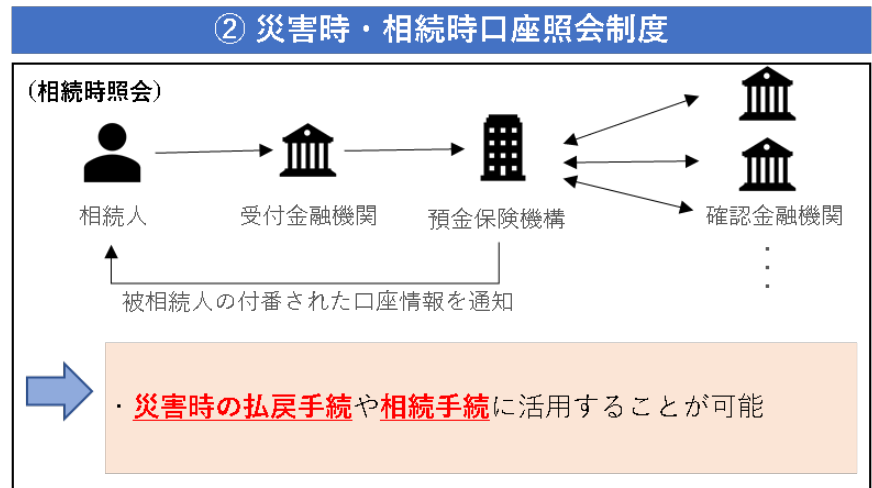
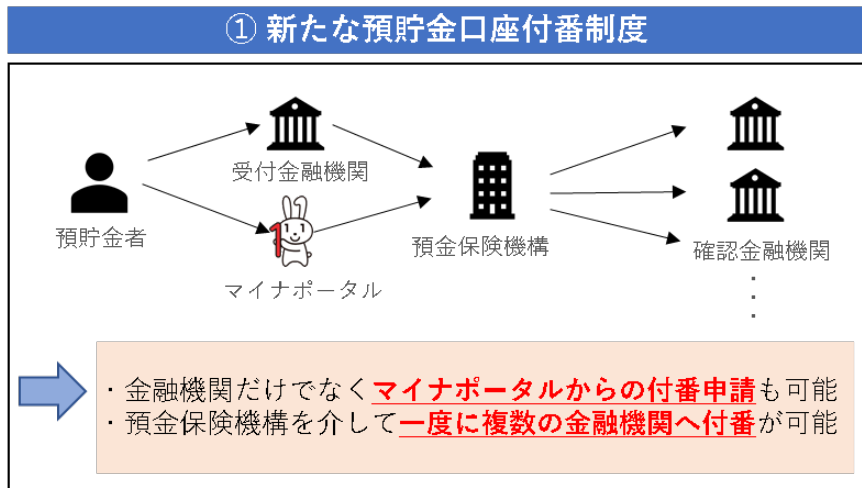
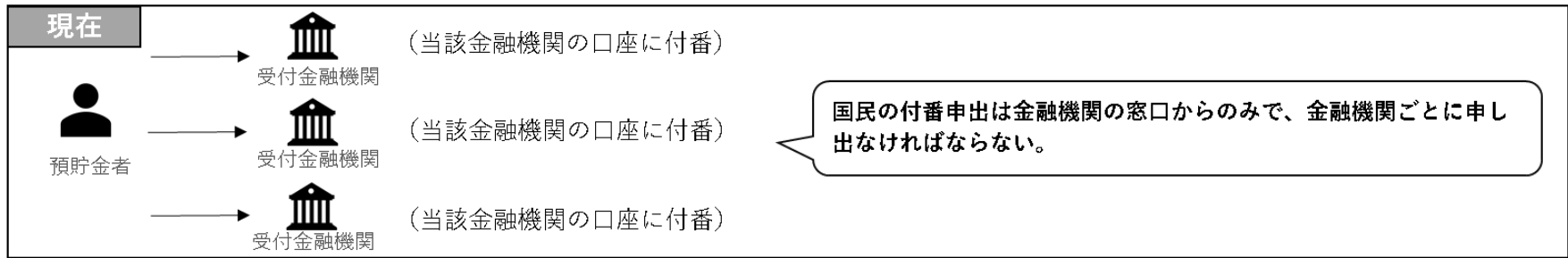
(1) 主なご意見に対する現状

新たな「預貯金口座付番制度」の概要

公布（2021年5月19日）から
3年以内に施行予定

○ 預貯金者が効率的に申請を行うことを可能とするとともに、マイナンバーの紐づけによる具体的なメリットを感じてもらうことで、預貯金口座付番の実効性を高める。

- ① 預貯金者の意思に基づき、**一度に複数の金融機関の預貯金口座に付番**
- ② **災害時又は相続時**に預貯金者又はその相続人からの求めに応じて、当該預貯金者の**預貯金口座を特定**する仕組み



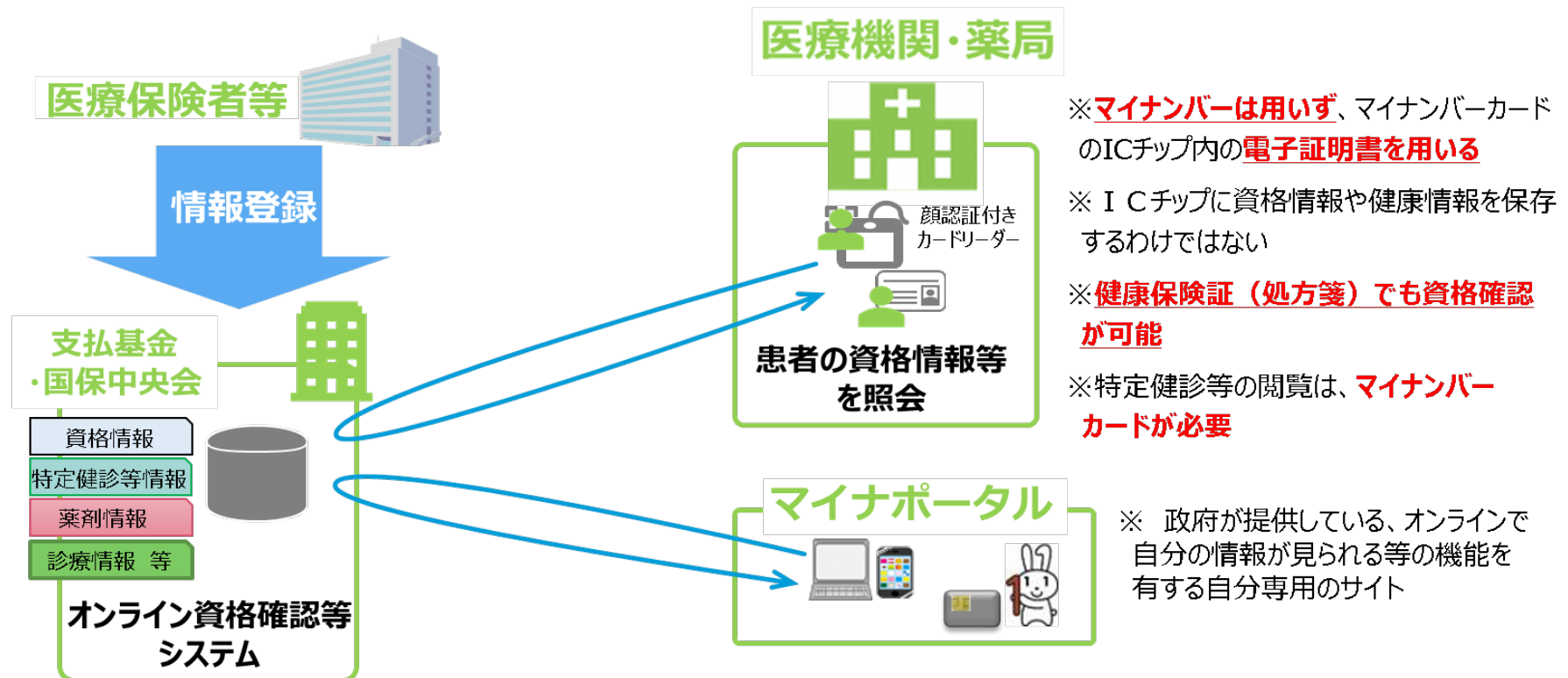
制度の施行に向けて、現在、デジタル庁・預金保険機構・金融機関においてシステムを構築中。

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

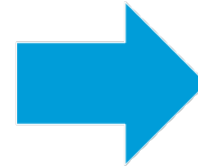
メリット：災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合には限られます。

災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。**

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに・・・



**薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる**



1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

意見概要

現 状

人材育成

8. 情報のオープンデータ化について、国には膨大なデータがあるが、例えばITスキル、リテラシーが高い中学生、高校生がアプリを開発するときに各省庁のデータを使ってアイデア開発や分析をしたりしていることがあるので、情報のオープンデータ化を進めた上での民間協力、リスクリングなど人への投資につながることは、国土強靱化に関わる人材の裾野を広げることになるので付加できるとよい。

リカレント教育について、文部科学省では、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充や、ポータルサイト「マナパス」を通じた社会人の学びに関する情報発信等の学習基盤の整備に取り組んでいるところ。【文部科学省】

1. 第69回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見に対する現状

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和5年度予算額(案) 91億円
 (前年度予算額 96億円)

令和4年度第2次補正予算額 21億円



人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

＜社会人を主なターゲットとしている予算事業＞

① 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業
 : 1,741百万円【令和4年度第2次補正予算】

・ 就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・大学院等において社会のニーズに合ったプログラムを提供、横展開し円滑な就職・転職を支援

② 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業
 : 402百万円(新規)

・ 専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供

③ 放送大学学園補助金 : 7,392百万円(7,389百万円)

・ 数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進等

④ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業
 : 107百万円(202百万円)

・ 社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施

☆ 大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実(非予算)
 ・ 大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP)及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」
 → 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。
 職業実践力育成プログラム: 161大学等、339課程(令和4年5月時点)
 キャリア形成促進プログラム: 13校、17学科(令和4年3月時点)

⑤ 大学等における価値創造人材育成拠点の形成 : 80百万円(87百万円)

・ 社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成

⑥ 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業
 : 21百万円(24百万円)

・ 女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援

＜社会人をターゲットの一部としている予算事業＞

⑦ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
 : 169百万円(220百万円)

・ 地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口(就職先)と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑧ 地域活性化人材育成事業 : 919百万円の内数(1,450百万円の内数)

・ 学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、インバウンドを担う人材を育成(取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む)。

※このほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助等を実施。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

① 地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業
 296百万円【令和4年度第2次補正予算】

・ 自治体や大学コンソーシアムへの支援を通じたニーズ調査や、コンテンツの集約、広報周知等を通じて継続的にリカレント教育を実施する環境を構築

② リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業
 77百万円【令和4年度第2次補正予算】

・ リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施

③ 社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業
 : 30百万円(14百万円)

・ 「マナビス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等の促進